

令和4年第5回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第101号

令和4年9月1日（木） 山ノ内町役場議場に開く。

令和4年9月1日（木） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 報告第 8号 令和3年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について
 - 4 議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）
 - 5 議案第38号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 6 議案第39号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 7 議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 8 議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 9 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
 - 11 認定第 1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 12 認定第 2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 13 認定第 3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 14 認定第 4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 15 認定第 5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 16 認定第 6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 17 認定第 7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - 18 認定第 8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
-

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番 塚田一男君

8番 渡辺正男君

2番	湯本 るり子 君	9番	山本 光俊 君
3番	白鳥 金次 君	10番	西 宗亮 君
4番	山本 岩雄 君	11番	小林 克彦 君
5番	湯本 晴彦 君	12番	徳竹 栄子 君
6番	布施谷 裕泉 君	13番	高山 祐一 君
7番	高田 佳久 君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 古幡 哲也 議事係長 田村 英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	増田 隆志 君
教育長	柴草 隆 君	会計管理者	小林 一夫 君
総務課長	小林 広行 君	税務課長	常田 和男 君
健康福祉課長	大塚 健治 君	農林課長	宮崎 弘之 君
観光商工課長	湯本 義則 君	建設水道課長	山本 和幸 君
教育次長	小林 元広 君	消防課長	湯本 睦夫 君
危機管理課長	町田 昭彦 君		

(午前10時00分)

議長(高山祐一君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

令和4年第5回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、第7波の衰える気配がなく、新規陽性者の発生を日々更新しており、確保病床使用率も急激に上昇し、長野県の感染警戒レベルも全圏域6のまま推移し、医療非常事態宣言が出されています。8月24日には、救える命を救うことができない事態を避けるための正念場として、B.A.5対策強化宣言が発出されました。社会経済活動を維持しつつ、感染拡大の防止、感染状況の改善に向け、改めて感染対策に心がけていく必要があります。

また、自分や周囲の人が、いつ陽性者や濃厚接触者になってしまうとも限りません。事前の感染対策ももちろん大事なことですが、仮に感染してしまった場合に、仕事や家庭生活、職場や家族が、どう対応すればよいか、日頃から話し合い、考えておくことも重要ではないかと思えます。

さて、本定例会は、令和3年度一般会計のほか7会計の決算認定をはじめ、補正予算、条例の改正等の重要案件を審議する議会であります。とりわけ決算認定は、予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、行政効果と費用対効果等を審査、審議する極めて重要な案件です。

慎重にご審議いただくようお願い申し上げます。

本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、全ての案件に対して十分な審査、審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても審議にご協力いただき、円滑な議会運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時02分)

議長(高山祐一君) ただいまの出席議員数は13人であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和4年第5回山ノ内町議会定例会を開会します。

会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開会に当たり、地方自治法第121条の規定により、児玉信治代表監査委員に出席を要請しておりましたが、体調不良のため欠席の旨届出がありました。

また、議場の音響設備更新により、新たな機器を使用することから、補助員として担当業者の入場を認めます。

次に、本定例会もクールビズを認めますので、ご了承願います。

なお、熱中症対策のため、本会議中は、適宜、休憩時間を設けますので、水分補給など体調

管理にご配慮願います。

議長（高山祐一君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めて、おはようございます。

本日ここに、令和4年第5回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

8月18日には、県内の新型コロナ新規陽性者数が過去最多の1日3,649人確認されました。療養者数も2万人を超え、確保病床使用率64.8%（520床中337人）と極めて深刻な感染状況となっております。医療提供体制が逼迫しております。

長野県は、8月24日、住民の健康と命を守ることを基本に、B A. 5対策強化宣言を発出し、対策を強化します。期間は8月24日から9月4日の12日間とし、確保病床使用率と新規陽性者の減少を目標としています。対策は、一つとして、ワクチン接種の一層の促進、確保病床等のさらなる拡充、新たな宿泊療養施設の開設等でございます。なお、現在、宿泊療養施設は新たに北信地域に設置し、計6施設735室になりました。

一方、8月24日、岸田首相は、第7波で業務が逼迫する医療機関や保健所の負担軽減のため、感染者の全数把握や療養期間を現在の10日間から7日間に短縮など見直す方針を表明されました。町としても、こうした国や県の方針に添い、引き続きコロナ対策に万全を期し、住民の健康と命を守るとともに、観光客の安心・安全に努めます。

コロナ禍で今年も夏祭り山ノ内どんどんを中止せざるを得ないことから、一日も早いコロナの収束や住民、観光客の方に夏の夜を楽しんでいただこうと、山の日になんで8月11日に、やまびこ広場で約400発の花火を打ち上げました。

一昨年、昨年とコロナ禍で成人式が中止となり、今年も直前まで苦慮していましたが、感染対策の徹底と来賓を町議会議長、恩師のみとし、8月14日に令和3年度分、8月15日に令和4年度分の2回に分け実施いたしました。晴れがましい若さあふれる成人の顔を見るにつけ、将来の山ノ内町、日本にとって、大変めでたくもあり、喜ばしいことを実感いたしました。

昨年に引き続き、8月21日に第2回スノーモンキーONSEN gastroノミーウォーキングイベントを湯田中渋温泉郷で天気にも恵まれ、事故もなく開催できました。昨年はコロナ禍のため、県内に限定しましたが、今年は北は北海道から南は九州・沖縄まで、全国20都道府県、145名の皆さんにご参加いただきました。また、ONSEN gastroノミーウォーキング推進機構会長で、サンデーモーニングのコメンテーター・東京都市大教授の涌井先生、副会長で元JR東日本常務の見並さん、同じく副会長で元観光庁長官、現東部トップツアーズ会長の久保さん、理事長でANA総研元会長の小川さん、現ANA総合研究所社長の阿部さん、長野オリンピックエンブレムデザイナーの篠塚さんなど、大勢のゲストウォーカーも参加され、一緒にウ

オーキングを楽しんでいただきました。

77年前に広島原爆投下の残り火、「平和の灯」のある平和の丘公園、ミシュラングリーンガイド1つ星で大正ロマンの渋温泉街、上林文化村等を巡り、7つのチェックポイント・ゴールでは、「だから旨い！清流育ち」の旬の桃、スモモ、キュウリや地酒、クラフトビール、ジュース、雪白舞のおにぎり、そばパスタ、信州サーモン、温泉まんじゅう、うずまきパンなど、「名所・旧跡を巡り地元特産品を食べ、温泉につかる」7.3キロを、約3時間から4時間かけて楽しんでいただき、多くの皆さんから大満足とのコメントをいただきました。

来年に向け、参加者のアンケートやONSENガストロノミー推進機構のご指導もいただき、さらに充実したイベントにするとともに、町の観光や農業振興に努めてまいります。また、この内容は、SBCテレビ8月21日、22日のニュースで放映、8月22日の信濃毎日新聞等でも報道、8月28日のSBCラジオ「よってかっしやいやまのうち」でも放送されました。さらに、町広報やまのうち9月号でも詳しく紹介する予定になっております。

8月27日防災訓練は、コロナ禍のため、内容、参加者を大幅に変更し、縮小開催しました。自衛隊長野地方本部の皆さんによる平成23年3月の東日本大震災や令和元年9月の台風19号災害の支援活動での出来事など、災害映像や学ぶべきこと、知られざる真実などとともに、これからの防災と危機管理について講話をいただきました。

いよいよ台風シーズンを迎えますが、近年は豪雨や土砂災害、大雨、地震など、災害はいつ来るか分からない状況ですが、日頃から一朝有事に備えることが大切です。また、長野県土砂災害警戒情報検討委員に委嘱されており、8月19日、第1回検討委員会にリモート出席し、県から災害警戒情報の発表基準を従来の5キロメッシュを1キロメッシュに改正するなどの方針が示され、私のほうからは、当町は長野県の砂防の歴史とも言える落合地滑りがあり、下流の温泉街・住宅により詳細かつ迅速な情報提供となることから、一朝有事の際、いち早く安心・安全の住民指示が出せるので賛成ですと発言をいたしました。

安心・安全なまちづくりは行政の責務であり、国・県、気象庁、マスコミなどの協力により、防災体制の整備や迅速な情報伝達、日常的な防災意識の高揚、訓練などを通じ、これからも住民の生命・財産を守り、観光客の安心・安全に努めてまいります。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、報告事項1件、令和4年度一般会計及び2特別会計、1事業会計の補正予算計4件、令和3年度一般会計及び4特別会計、3事業会計の歳入歳出決算の認定8件など、計16件でございます。

十分ご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(開 議)

(午前10時11分)

議長（高山祐一君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（高山祐一君） 諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る8月25日の議会運営委員会までに受理しました請願・陳情は、陳情3件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（高山祐一君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

9番 山本光俊君

10番 西宗亮君

11番 小林克彦君

を指名します。

2 会期の決定について

令和4年第5回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期22日間)

月日	曜	種別	開会開議	閉議閉会	内容
9. 1	木	本会議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第8号 上程、提案説明、質疑、受理 議案第37号～第43号 上程、提案説明 認定第1号～第8号 上程、提案説明、決算審査報告
		全員協議会			
2	金	休会			
3	土	休会			
4	日	休会			
5	月	本会議	午前10時	午後5時	一般質問
6	火	本会議	午前10時	午後5時	一般質問

7	水	本 会 議	午前10時	午後5時	議案審議 議案第37号～第41号 質疑、討論、採決 議案第42号、第43号 質疑、常任委員会付託 認定第1号～第8号 質疑、予算決算審査委員会付託
8	木	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
9	金	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
10	土	休 会			
11	日	休 会			
12	月	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
13	火	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
14	水	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）
15	木	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）
16	金	休 会			
17	土	休 会			
18	日	休 会			
19	月	休 会			
20	火	議 会 運 営 委 員 会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
21	水	休 会			
22	木	本 会 議	午後2時	午後5時	常任委員会・予算決算審査委員会報告

議長（高山祐一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日9月1日から9月22日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間に決定しました。

3 報告第8号 令和3年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について

議長（高山祐一君） 日程第3 報告第8号 令和3年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事

業及び決算の報告についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 報告第8号 令和3年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について申し上げます。

この事業及び決算報告書につきましては、公社定款に基づき評議委員会において承認を得たもので、公社からの提出を受けて地方自治法第243条3の第2項の規定により報告するものでございます。

細部につきましては、総務課長より補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） [議案に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案等についても同様とします。

質疑ありませんか。

2番 湯本るり子君。

2番（湯本るり子君） 2番 湯本るり子です。

12ページの受託事業のところ、先ほどの説明の中で、支出の部のほうの情報物産館管理事業費の一番下に、雑費というのがありますね。それから、3の楓の湯管理事業費の一番下にも雑費とあるんですけども、雑費というのがすごい額が多いんですけども、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

雑費につきましては、町への使用料といいますか、そういった形になります。施設自体は楓の湯も道の駅につきましても、町の所有でございますので、公社がそれを受託して管理をしているという形から、使用料という形で町へ納めていただいている金額がほとんどでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） いいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

したがって、報告第8号は、これもちまして終了します。

- 4 議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）
- 5 議案第38号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第39号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（高山祐一君） 日程第4 議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）から日程第7 議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括上程し、議題とします。

以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） それでは、議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）から議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）までの4件について、一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第37号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億3,669万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ83億6,136万2千円とするものであります。地方債の補正では、過疎対策事業、緊急防災・減災事業については事業の追加及び財源振替による増額補正で、臨時財政対策債については、発行可能額の確定により減額補正するものでございます。

補正予算の歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税では普通交付税の額の決定により、2億2,760万9千円を増額補正しております。分担金及び負担金では、道路改良事業及び側溝整備事業に係る分担金などの増額補正でございます。国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金及び接種体制整備に係る補助金、道路メンテナンス事業補助金の増額、情報物産館整備のため環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業補助金などを計上してございます。県支出金では、鳥獣被害緊急総合対策事業補助金などの増額補正でございます。繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金の減額や、今年度積立てを予定した森林環境譲与税を財源として事業を実施することから、繰入金を減額補正してございます。諸収入については、水路の漏水に伴う総合賠償保険料などを計上してございます。町債では、社会体育館解体事業の増工事に伴う過疎債の増額、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴う減額補正などでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、克雪対策小型除雪機購入費補助や若者定住促進に係るマイホーム取得や家賃補

助に不足が生じたため、増額補正をしてございます。民生費では、老人ホーム措置入所に係る費用や保育園の広域入所委託料などを増額補正してございます。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備に関する経費や塵芥車購入に係る費用などの補正でございます。農林水産業費では、地元見回りに対する対応経費や有害鳥獣関連経費などを計上してございます。商工費では、アフターコロナに向けた誘客対策事業として、町内宿泊施設の宿泊者を対象にクーポン券を発行し、町内の観光施設や飲食店などで利用をしてもらおうおもてなし得得クーポン事業や、情報物産館改修に係る事業費などを計上してございます。土木費では、地元負担による対応経費や社会体育館解体に係る工事費などを増額補正してございます。教育費では、佐野遺跡再整理に係る経費などを増額補正してございます。災害復旧費では、町営住宅の屋根修理に係る費用を増額しております。諸支出金では、制度改正によるシステム改修経費や人事異動に伴う人件費の繰出分を増額補正してございます。

次に、議案第38号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,284万7千円とするものでございます。

歳入の内容は、システム改修による県支出金と一般会計繰入金の計上でございます。

歳出の内容は、システム改修費用の計上でございます。

続いて、議案第39号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,270万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,754万3千円とするものでございます。

歳入の内容は、地域支援事業の歳出の財源転換に伴う国、支払基金、県等のルール分の減額とシステム改修に伴う事業費補助の増額、介護給付費負担金等の過年度精算に伴う支払い基金の追加交付、過年度返還分を前年度繰越金にて必要分を計上するものでございます。

歳出の主な内容は、人事異動に伴う増減と介護給付費負担金等の過年度精算に伴う返還金を計上するものでございます。

次に、議案第40号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を720万円増額し、総額3億9,931万9千円に、支出額を1,053万円増額し、総額3億2,753万7千円とするものでございます。

内容につきましては、収益的収入及び支出につきましては、北部浄水場の雪害による修繕及びそれに係る保険金収入等の補正でございます。

以上4議案について、一括してご説明申し上げます。なお、議案第37号の細部につきましては総務課長、議案第40号につきましては、建設水道課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第37号について、総務課長。

総務課長（小林広行君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 議案第40号について、建設水道課長。

建設水道議長（山本和幸君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） ここで換気のため午前11時まで休憩します。

（休憩）

（午前10時55分）

（再開）

（午前11時00分）

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（高山祐一君） 日程第8 議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第41号 令和3年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

令和3年度山ノ内町水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金1億358万5,054円のうち、建設改良積立金の取崩し相当額3,534万7,249円を資本金に組み入れることについて、地方公益企業法第32条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、残余の6,823万7,805円は、山ノ内町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例に基づき、減債積立金及び利益積立金並びに建設改良積立金に積み立てて処分をしております。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

9 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

10 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第9 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についての2議案について、一括して提案いたします。

初めに、議案第42号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

本案は、法人町民税における法人税割の税率につきまして、現在採用している制限税率8.4%から標準税率6%に引下げを行うものでございます。

続いて、議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のための措置として、人事院規則に示されている職員の育児休業等の一部改正が行われたことから、当町の職員におきましても、人事院規則に合わせて改正を行うものでございます。

以上2議案について、一括してご説明申し上げます。

なお、詳細については、議案第42号を税務課長に、議案第43号を総務課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長(高山祐一君) 補足の説明を求めます。

議案第42号について、税務課長。

税務課長(常田和男君) [議案に基づく補足説明]

議長(高山祐一君) 議案第43号について、総務課長。

総務課長(小林広行君) [議案に基づく補足説明]

-
- 1 1 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 2 認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 3 認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について
 - 1 4 認定第4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 5 認定第5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 6 認定第6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 1 7 認定第7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - 1 8 認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長(高山祐一君) 日程第11 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定

についてから、日程第18 認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの8件を一括上程し、議題とします。

以上8件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの8件について、一括ご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和3年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

決算規模につきましては、令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業などの影響により2年連続で80億円を超える大規模な決算となりましたが、特別定額給付金事業の減などにより前年度よりは微減となっております。歳入総額は、対前年度4.3%減の85億2,457万9,912円、歳出総額は対前年度4.8%減の81億9,387万9,793円でございます。歳入から歳出を引いた形式収支は3億3,070万119円、翌年度へ繰越しすべき財源を差し引いた実質収支は3億992万6千円で、いずれも黒字でございます。実質収支比率は6.3%で、前年度対比0.2ポイントの減となりました。

以下、万円単位で申し上げます。

単年度収支は前年度の実質収支額と比較して881万円増となりました。

歳入では、地方特例交付金が固定資産税軽減に伴う減収補填特別交付金により前年度比3億365万円の大幅増となったほか、除排雪経費の増などに伴い地方交付税も4億2,007万円の増となりました。一方、町税は14億2,756万円で、新型コロナによる固定資産税の軽減措置により前年度比11.3%減になったほか、新型コロナ対策の特別定額給付金に係る補助金の皆減などにより歳入全体では3億8,203万円の減となっております。

歳出では、大雪に伴う除排雪経費などで土木費が3億3,454万円の大幅増となったほか、すがかわふれあいセンター整備により教育費が2億3,070万円の増となりましたが、新型コロナ緊急経済対策関連事業としての特別定額給付金事業の皆減などにより、歳出全体では4億986万円の減となりました。

なお、財政の健全化判断比率は、いずれも健全化基準を下回っております。

次に、認定第2号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

本会計につきましては、令和3年度をもって事業及び会計の清算が完了し閉鎖いたしました。

歳入歳出決算額ともに1億373万2,494円で、有線放送電話基金を全額取り崩し、繰入れし、令和3年度事業費を差し引いた9,393万7,279円を余剰金として一般会計に繰り出しました。

続いて、認定第3号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設

勘定) 歳入歳出決算の認定について申し上げます。

まず、事業勘定について申し上げます。

歳入決算額は15億8,296万4,909円、歳出決算額は15億4,384万405円で、歳入歳出差引額3,912万4,504円でございます。

平成30年度から長野県も財政運営の責任主体となり、保険者一元化が図られておりますが、令和3年度の国保税については、新型コロナの影響も配慮し、国民健康保険運営協議会において議論を重ねていただいた結果、据え置きとしてございます。

次に、直営診療施設勘定につきまして申し上げます。

歳入決算額は12万2,741円、歳出決算額は12万2,031円で、歳入歳出差引額710円となりました。歳入歳出の内容は、施設管理費及び基金利子の積立てでございます。

続いて、認定第4号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は1億8,089万7,271円、歳出決算額は1億8,065万6,671円で、歳入歳出差引額は24万600円でございます。

制度施行14年目を迎え、被保険者数は減少しましたが、総医療費、1人当たり医療費は増加してございます。

次に、認定第5号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は18億4,803万1,807円、歳出決算額は17億9,024万3,268円で、歳入歳出差引額は5,778万8,539円でございます。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度であり、介護保険料は第7期介護保険料と変わらず年額基準額を6万4,800円(月5,400円)とし、被保険者及び要介護(支援)認定者数はほぼ横ばいである中、高齢化により保険給付費は増加しているものの、計画の数値には届いていない結果となっております。

続いて、認定第6号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額5億6,270万9,420円、支出額5億3,368万5,570円となりました。

資本的収入及び支出は、収入額3,794万1千円、支出額は1億7,315万2,716円となりました。

次に、認定第7号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額1億7,569万8,792円、支出額は1億6,848万1,723円となりました。

資本的収入及び支出は、収入額6,218万4千円、支出額は1億444万6,791円となりました。

続いて、認定第8号 令和3年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額4億571万6,002円、支出額3億1,570万1,604円となりました。
資本的収入及び支出は、収入額6億7,120万8,985円、支出額8億7,663万2,968円となりました。

以上、認定第1号から認定第8号まで一括してご説明申し上げます。なお、認定第1号から認定第5号までは会計管理者から、認定第6号から認定第8号までは建設水道課長から補足の説明を申し上げますので、十分ご審議の上、認定をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） これより補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。説明は特に要点を整理し、簡潔明瞭に願います。

認定第1号から認定第5号までの5件について、会計管理者。

会計管理者（小林一夫君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

（休憩） (午前11時55分)

（再開） (午後1時10分)

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第6号から認定第8号までの3件について、建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） ここで、西監査委員から決算審査の報告を受けることにします。

西監査委員、登壇。

（監査委員 西 宗亮君登壇）

監査委員（西 宗亮君） ただいま、ご指名をいただきました山ノ内町監査委員の西宗亮でございます。

本来、代表監査委員からご報告申し上げるべきところでございますが、先刻、議長からご連絡のとおり、児玉代表監査委員が本日欠席のため、代わって私から決算審査の報告を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和3年度山ノ内町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見についてご報告を申し上げます。

審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度山ノ内町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに附属書類について審査を行い、8月26日に町長宛て意見書を提出しております。

決算審査意見書についてご報告申し上げます。

1 ページからご覧ください。

1. 審査の対象

(1) 歳入歳出決算

令和3年度山ノ内町一般会計、令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計、令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計、令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計、令和3年度山ノ内町介護保険特別会計。

(2) 実質収支に関する調書

(3) 財産に関する調書

2. 審査の期間

令和4年7月4日～8日、27日、28日、8月3日、10日の9日間で行いました。

3. 審査の方法

令和4年6月14日付4山総第113号をもって、山ノ内町長から審査に付された令和3年度山ノ内町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書・事項別明細書・実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、会計管理者所管の諸帳簿・証書類と照合し、計数の確認及び必要に応じ関係課・局等の説明を聴取、予算の執行状況等その適否について審査を実施しました。

4. 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係所管の諸帳簿と符合して正確であることを認めました。

また、各決算の内容及び予算の執行状況についても、適正であると認めました。

なお、総括概況は2ページから5ページ、一般会計の概況は5ページから7ページに、特別会計の概況は7ページから10ページに記載されておりますので、ご覧ください。

11ページから掲載しております審査の総括意見をご報告申し上げます。

審査の総括意見。町の基幹産業である観光は、新型コロナウイルス感染症に翻弄され、その影響は極めて深刻であり、観光・商工業は引き続き厳しい状況が続いている。このような状況下において、ウィズコロナ・アフターコロナに向け、官・民が一体となって再生に取り組むことが望まれる。

また、新たな問題として、ウクライナ情勢の長期化・深刻化は、世界経済へ大きな影響をもたらし、原油や原材料価格、流通コストの高騰などにより、我が町におけるもう一方の基幹産業である農業分野においても、資材の供給不足や価格高騰のあおりを受け、混迷を極めている。

令和3年度は、東部浄水場更新事業、すがかわふれあいセンター整備、新型コロナワクチン接種をはじめとする感染症対策関連事業のほか、例年を大幅に上回る除排雪経費の増加などから、2年連続80億円を超える大型決算となった。

数字的状況は本文でも述べておりますので、ここでは若干省略をさせていただきます。

下段のほうへいきまして、人口減少・少子高齢化の問題や、新型コロナウイルス感染症の影響などのほか、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や長寿命化対策、様々なリスクに備えた防災・危機管理体制の充実をはじめとする安心・安全な暮らしの確保、観光・農業を柱とした魅力あふれる地域産業の活性化など、取り組むべき課題は山積している。こうした諸課題への対応と

とともに厳しい財政状況を認識した上で、住民サービスを根幹に据え、費用対効果を踏まえた事業を取捨選択しながら、効率的かつ効果的な予算の投入と運用が求められている。

第6次山ノ内町総合計画の将来像に掲げる「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土（まち）」の実現に向け、時代の潮流に敏感に対応し、住民ニーズに的確に対応する施策を展開する必要があり、重点施策や緊急課題への対応と併せ、事業におけるコスト意識を十分に徹底し、基本目標達成のための一層の取組が望まれるところである、というふうに総括いたしました。

次に、その下の個別意見を読ませていただきます。

個別意見。

1. 効率的かつバランスのとれた業務体制の確保のため、組織体制の見直しを継続し、計画的な職員採用や、専門職及び社会人枠の積極的な採用を行い、適切な人事行政を推進すること。また、職員のハラスメント防止、メンタルヘルスの取組を積極的に推進されたい。

2. 第7次行政改革大綱を踏まえ、多様化する行政ニーズや重点施策に対し、限られた人材でも対応できるよう、定型業務や専門業務については、包括業務委託の検討をはじめ、アウトソーシングを積極的に推進されたい。

3. 行政手続をはじめとしたデジタル化の推進に向け、各課で十分連携しながら住民サービスの向上と行政事務の効率化を図られたい。

4. 森林経営管理基金をはじめ、目的基金は積極的に活用し、効率的・効果的運用を推進されたい。

5. 税・料金等の収納率向上のため、関係課が一層連携しながら対応するほか、滞納整理機構への移管や地方税法の町県民税徴収における特例制度の活用など、より徹底した滞納処分と不納欠損を行われたい。また、コンビニ収納の利用促進に向け一層のPRに努められたい。

6. ウィズコロナ・アフターコロナにおける誘客に向けた環境整備を推進するとともに、豊富な観光資源の有効活用を推進されたい。また、観光プロモーション費用については、観光連盟とのすみ分けまたは一元化など、効果的な運用を図られたい。

7. ブランド農業生産振興対策について、新品種導入の研究・栽培に向けた指導體制の充実、補助金の運用を推進されたい。

8. 空き家対策及び移住定住対策について、各課で連携し横断的な取組を進められたい。

9. 移住・定住の推進に向け、希望者の掘り起こし、田舎暮らしの魅力発信、移住後のサポートをさらに推進されたい。

10. 婚活事業の充実に向け、移住定住推進室とも連携しながら事業の一層の推進を図られたい。

11. 若い世代の移住者や人口増に向け、子供へのサポートだけでなく、育児における相談体制の充実、心身の不安や負担の軽減など、出産や育児に対する支援を一層充実し、積極的にPRされたい。

12. 災害をはじめ様々なリスクに備えるため、住民に対する啓発・指導を積極的に行うとともに、自主防災組織へのサポート、災害時要援護者への避難計画作成を地域住民とともに進められたい。

13. 消防団の再編に対し、きめ細かなサポートを行うとともに、引き続き団員の確保に努められたい。

14. 小学校の統合に向け、基本方針の具体化に向け、事業計画（年次目標）を明確にし、検討当初の計画をベースに見直しを行いながら、町民に丁寧に情報提供し、実現に向けて取り組まれたい。

以上でございます。

次に、令和3年度山ノ内町公営企業会計決算審査意見についてご報告を申し上げます。

審査につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度山ノ内町公営企業会計決算について審査を行い、8月26日に町長宛て意見書を提出しております。

決算審査意見書についてご報告申し上げます。

1 ページからご覧ください。

1. 審査対象

山ノ内町水道事業会計、山ノ内町公共下水道事業会計、山ノ内町農業集落排水事業会計。

2. 審査の期間

令和4年6月28日、7月27日、28日、8月3日、10日の5日間で行いました。

3. 審査の方法

令和4年5月20日付4山総第80号をもって、山ノ内町長から審査に付された公営企業会計の決算報告書・財務諸表及び決算附属書類が法令に準拠して作成され、これらの書類が事業の経営成績及び財形状態の表示並びに計数の適否の確認とともに、必要に応じ各種資料の提出に合わせた説明の聴取等により審査を実施しました。

4. 審査の結果

審査に付された各事業の決算報告書・財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に定める様式に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し正確であり、令和3年度の経営成績及び財政状態を適正に表示されたものと認めました。

なお、予算の執行状況・経営成績及び財政状態の概要並びに意見等は、それぞれの項において述べるとおりでございます。

5. 審査の個別意見としまして、水道事業会計は2ページから4ページ、公共下水道事業会計は5ページから6ページに、農業集落排水事業会計は7ページから8ページに、それぞれ掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、水道事業会計では、4ページに、審査意見として、次の4点を列挙しております。

ア. 新東部浄水場の建設に当たっては竣工に向け万全を期されたい。

イ. 収納率向上のため、徹底した取り組みをされたい。

ウ. 施設の老朽化に伴い、引き続き計画的な施設更新をされたい。

エ. 水源地の維持管理作業等においては、より安全で効率的な方法を検討されたい。

次に、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計ですが、それぞれの会計について、収納率向上のため引き続き徹底した取組をされたい、という審査意見を付させていただきました。

監査委員としての報告は以上のとおりでございます。

議長（高山祐一君） 大変ご苦労さまでした。

監査委員による審査の結果は、全ての会計が適正であるとの報告でありました。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて、本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午後 1時48分)